

四街道市住生活基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 市は、本市における住宅政策を総合的かつ体系的に推進するための基本となる第2次四街道市住生活基本計画（以下「計画」という。）を策定するに当たり専門的かつ幅広い分野からの意見を反映させるため、四街道市住生活基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、計画策定における次に掲げる事項について意見交換を行い、市長への提言を行う。

- (1) 本市の住宅政策課題に関すること。
- (2) 本市の住生活に係る施策の基本的な方針に関すること。
- (3) 本市の住生活に係る施策の目標及び内容に関すること。
- (4) その他市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体より推薦された者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 公募による市民

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から計画が公表される日までとする。

2 委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。
- 2 会議においては、委員長が議長となる。
 - 3 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
 - 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 5 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

- 第7条 委員会の庶務は、都市部建築課において処理する。

(補則)

- 第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、決裁の日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、計画が公表された日限り、その効力を失う。